

「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」について

子ども家庭部 子ども育成課

1. 改正の主旨

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 249 号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 30 年内閣府令第 42 号）の施行に伴い、未婚のひとり親世帯に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適用及び道府県から政令指定都市への税源移譲（住民税）に伴う所要の調整を行うもの

2. 改正の概要

（1）未婚のひとり親世帯に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適用

すでに類似した規定を設けているが、国政令に対応するため、本条例について、児童扶養手当支給要件を削除し、併せて寡夫の場合は所得 500 万円以下に限るものとし、国政令と合わせた。

（2）道府県から政令指定都市への税源移譲（住民税）に伴う所要の調整

教育・保育施設の利用者負担を算定するにあたり参照する市町村民税所得割額について、政令指定都市に住所を有する者であっても政令指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして税率が適用されたものとした額により利用者負担を算定することとした。

3. 施行日

公布の日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。